

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 発行価格通知書 算式表示による場合は、これに代えて次の a. 及び b. の通知書 a. 算式表示による発行価格通知書 b. 発行価格の確定通知書	決定後直ちに 決定後直ちに 確定後直ちに	施 1 2 3 0 条④(2) b (b) 施 1 2 3 0 条④(2) b (c) "	開示代用可 T a r g e t (P D F 提 出) 開示代用可 開示代用可 T a r g e t (P D F 提 出)
② 目論見書 (届出仮目論見書及び訂正事項分を含む。) ※ EDINETで有価証券届出書及び訂正届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	施 1 2 3 0 条②(2) a	書面
③ 発行新投資口数の確定日に関する通知書 ※ オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当を行う場合のみ。	決定後直ちに	規 1 2 1 4 条②	T a r g e t (P D F 提 出)
④ 有価証券通知書写し (変更通知書写しを含む。) 及びその添付書類	財務局等に 提出後直ちに	施 1 2 3 0 条②(2) b	T a r g e t (P D F 提 出)
⑤ 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書	作成後直ちに	施 1 2 3 0 条②(2) c	T a r g e t (P D F 提 出)

※ ④については、有価証券届出書の提出を要しない場合に限りです。

※ ⑤については、割当先のすべてが東証の上場会社、取引参加者又はその他東証が認める者である場合は、確認書の提出は不要となります。